

平成24年第2回尾鷲市議会臨時会会議録

平成24年8月27日（月曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成24年8月27日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 請願第6号 新規採石事業に対する反対を求める請願  
日程第 4 陳情第4号 新規採石事業の中止を求める陳情  
（委員会付託）  
日程第 5 請願第6号 新規採石事業に対する反対を求める請願  
日程第 6 陳情第4号 新規採石事業の中止を求める陳情  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（15名）

|             |            |
|-------------|------------|
| 1番 北村道生議員   | 2番 内山鉄芳議員  |
| 3番 端無徹也議員   | 4番 田中勲議員   |
| 5番 三林輝匡議員   | 6番 神保美也議員  |
| 7番 南靖久議員    | 8番 三鬼和昭議員  |
| 9番 與谷公孝議員   | 10番 大川真清議員 |
| 11番 濱中佳芳子議員 | 12番 三鬼孝之議員 |
| 13番 高村泰徳議員  | 15番 中垣克朗議員 |
| 16番 真井紀夫議員  |            |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

|            |   |   |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 市          | 長 | 岩 | 田 | 昭 | 人 | 君 |   |
| 副          | 市 | 長 | 横 | 田 | 浩 | 一 | 君 |
| 会計管理者兼出納室長 |   | 大 | 倉 | 令 | 資 | 君 |   |

|                |        |
|----------------|--------|
| 市長公室長          | 奥村英仁君  |
| 総務課長           | 大倉良繁君  |
| 財政課長           | 川口拓也君  |
| 防災危機管理室長       | 川口明則君  |
| 税務課長           | 上田敏博君  |
| 市民サービス課主幹      | 城谷和孝君  |
| 福祉保健課長         | 中森將人君  |
| 環境課長           | 野田耕史君  |
| 商工観光推進課長       | 川端直之君  |
| 魚まち推進課長        | 内山洋輔君  |
| 木のまち推進課長       | 小倉宏之君  |
| 建設課長           | 更谷哲也君  |
| 水道部長           | 貝川弘毅君  |
| 尾鷲総合病院事務長      | 諦乗正君   |
| 尾鷲総合病院総務課長     | 児玉佳高君  |
| 尾鷲総合病院医事課長     | 和田恭典君  |
| 教育委員長          | 千種良子君  |
| 教育長            | 畑中伸稔君  |
| 教育委員会教育総務課長    | 大川一文君  |
| 教育委員会生涯学習課長    | 中野誠君   |
| 教育委員会学校教育担当調整監 | 五味勝哉君  |
| 監査委員           | 桑原紘市君  |
| 監査委員事務局長       | 湯浅富士雄君 |

○議会事務局職員出席者

|          |      |
|----------|------|
| 事務局長     | 内山雅善 |
| 議事・調査係長  | 岩本功  |
| 議事・調査係書記 | 松永佳久 |

〔開会 午前 9時59分〕

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより平成24年第2回臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成24年第2回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会は、地方自治法第101条第2項の規定により、議長から請願1件、陳情1件を付議事件とした召集請求がございましたので、開催させていただく運びとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番、真井紀夫議員、1番、北村道生議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、請願第6号「新規採石事業に対する反対を求める請願」及び日程第4、陳情第4号「新規採石事業の中止を求める陳情」の計2件を一括議題といたします。

ただいま議題の請願1件、陳情1件につきましては、朗読を省略し、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました請願及び陳情を審査していただくため、第二・第三委員会室において10時15分より総務産業常任委員会を開催させていただきます。なお、常任委員会終了後、本会議を再開いたしますのでよろしく願います。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前10時03分]

[再開 午前11時44分]

議長(三鬼孝之議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、請願第6号「新規採石事業に対する反対を求める請願」及び日程第6、陳情第4号「新規採石事業の中止を求める陳情」を議題といたします。

ただいま議題の請願及び陳情につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

[16番(真井紀夫議員)登壇]

16番(真井紀夫議員) 私ども総務産業常任委員会へ付託されました請願第6号「新規採石事業に対する反対を求める請願」、陳情第4号「新規採石事業の中止を求める陳情」の2件につきまして、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、請願第6号及び陳情第4号ともに、水道水源保護審議会の審議結果を待つて判断をしたいという意見と、臨時会まで開いたことを踏まえ、直ちに採択すべきという意見に分かれていましたが、採決の結果、請願1件及び陳情1件につきましては、賛成多数をもってともに採択すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(三鬼孝之議員) 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8 番、三鬼和昭議員。

8 番（三鬼和昭議員） 請願第 6 号「新規採石事業に対する反対を求める請願」及び陳情第 4 号「新規採石事業の中止を求める陳情」について、先ほど委員会が行われておりますし、従前、新規業者をお呼びになって同委員会が聞き取りを行っておりますので、それらについて若干、委員長に質問させていただきます。

私は、産業振興については否定するものでもなく、現在の尾鷲市を考えれば、就労の場を含めて新たな産業が生まれるということには何ら異論はございませんが、この採石事業に関しましては、一番近い例では、賀田地区において新規業者の申請があり、我々もその場へ何回となく足を運ばせていただいた経験があります。

そういった中で、この濁水につきましては、1 点は賀田地区におきましては、賀田地区と、それから業者、あるいは市、県を含めたいわゆる協定等も含めて議論をする場というか、地区の事情を十分把握していただくという場をつくるということが成果としてあったと思います。これらについて、委員会、執行部であるとか新規業者、こういった対応については、委員会から執行部に指摘、あるいは業者に、そういったことは自分のほうから持ちかけないのかということをお問うたのか問わなかったのかということがまず 1 点。

それから、賀田地区においては、既に既存の業者は、多いところでは 10 個ぐらい沈砂池というか調整池を持っておりながら濁水が出ておったということがまず 1 点。

それから、その現場においても、かなり広い作業面積を持ちながら、いわゆる搬出道が水路となって川へ、低いところ低いところへ流れるということから、かなり、当時賀田においては古川へ流れ込んでおった。それで、新規業者につきましても、採石業を行う前のいわゆる道路であるとか、そういったアクセスづくりをした時点でかなりの、谷間から雨のときには濁水があったというのを、その場へ視察というか、調べに行っておる中では流れておったということをお把握しておるわけですが、今回、特に矢ノ川におきましては、既存の業者あるいは既におやめになった業者で、真砂川というんかな、あそこの濁水によって直接水道水源まで影響があり、あるいは河川の濁水というのは目の当たりにしてきて、市民の方からも、非常に採石業ということが県の許認可でありながら、直接市民の方たちと触れる機会が多い我々議員にとっては、針のむしろへ座らされておるような思いで御指摘を受けたという経緯がある。

その中で、矢ノ川において、この三田谷を視察させていただいた中では、まず、谷が急であるということと、採石をやろうとしているところの作業敷地がほとんど皆無に近いという状態で、現状としては、沈砂池というか調査池は1つぐらいしか最初はつくれないと思いますが、確かにその大きさに関しては、業者が発言があったように、沈殿するものについては年数がかなりもつであろうと思いますが、尾鷲市の雨、昨年で年間4,500ミリ、一番多いときで平成16年の5,300ミリというのがあるんですけど、時間雨量にしては日本記録というか、現在でもそうなのか、それぐらいの集中的な雨が降るといふ地域において、そういった急な溪谷であり、そして、作業敷地が少ないという中で、説明を受けた沈砂池では、砂はどうか知りませんが、濁水はあふれるといふか、それは免れないのと、1点聞いておったところ、道路なんか舗装もせずあのままといふ、搬出道になるのかとあったと思うんですけど、そういったことについて、委員会としては、この2点目になるんですけど、どのように御判断といふか、やりとりの中でこの濁水のあり方についてどう議論をなさったのか、もう一度御説明願いたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 16番、真井紀夫議員。

16番（真井紀夫議員） ただいまの質疑は、濁水に絞っての質疑かと存じますが、その点については、業者側は大変自信を持って答えておりました。

1つは、濁水の大もとは土であると、土砂であると。それは山の表土といふんですか、土をきちっと始末するので、濁水についてはそんなに出ないんだと。それでもなおかつ濁水という形で処理をせないかんのは、その後、残った部分を沈砂池、沈殿池で受けると。その沈砂池、沈殿池も、現実の作業量の計算からいく9倍の規模を持った沈砂池を設けるんだと。

そういうことで、十分、後の始末をする濁水についても、きちっと始末はできるんだと。また、もし、それでもなおかつ濁水が出た場合には、直ちに作業を中止して、その濁水に対策を講じるんだと、そのように答えておりました。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 今回は請願、陳情ということで一方的な議論ですので、非常に委員長に質問して大変申しわけないんですけど、同委員会の新規事業者からの聞き取りであるとか、きょうの議論を見ておまして、確かに既存の業者に対する今後の濁水対策であるとか環境対策、そして尾鷲湾、尾鷲港の環境浄化といふ

か、広い海の浄化は、皆さんが発言しておるのと何ら私は変わることはないのですが、ただ、今回、二つの漁業協同組合から出ておる濁水に関する意向につきましては、先ほど委員長が、業者が表土については的確に処理をするということがありましたが、今回の三田谷のような急な谷、溪谷においては、表土というのは、工事をしたときにやわらかい表土が必ず残っておると、それから、作業敷地現場が余りにも狭過ぎることから、濁水についてはかなり、とめられないと、とめられないのではないかなということを感じますので質疑をさせていただきましたが、いかんせん既存の業者ともに両漁協さんの意向という形なんですけど、今回、委員長が採決をとった中では、委員長として既存の業者であるとか、そういったものの環境問題も御指摘もあろうかと思えますけど、両漁協さんから出ておる意向について、委員長としてどのように受けとめて、こういった判断に至ったかということだけ1点聞かせていただいて、質疑とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 正午を過ぎると思われませんが、会議を続行いたします。

16番、真井紀夫議員。

16番（真井紀夫議員） 委員長としてということですが、今回の大曾根漁協さん、尾鷲漁協さんから出された陳情書、請願については、これまでの経過を見たときに、もっともなことだと、十分理解できると私は判断をいたしまして、8月17日の時点で、公開質問に対してそのように私は返事をさせていただきました。

その後、業者に参考人という形で委員会のほうに出席をいただきまして、業者側の意見もいただきましたが、今回は画期的と申しますか、階段方式、要するに、山を開発するのにベンチカット方式で行うんだと。これは、尾鷲地方では、これまで正式にというんですか、行われてこなかった方法なんですね。それは、まず先に土を取って、それを撤去して、別の場所へ撤去して、それから後に石を取るという形での工法だというふうに説明を受けたわけですけども、そういう意味では濁水が大幅に出ない、減ると、減少すると、そういう工法でやると。それでもなおかつ大雨が降ったとか何かのときに、濁水が多少なりとも出てきたら、直ちに作業をやめて、それに対策を講じるんだと。

そういうような説明を受けましたので、私は尾鷲漁協さん、大曾根漁協さんの心配はもっともだと、これまでの経過からして当然のことだと、このように今も思っておりますが、この後そういう方式で濁水が大きく減少すると、この濁水問

題が少しでも改善、解決につながっていくのであれば、それはそれでどういう形になるか見届けたいなど、このように思っております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） よく説明、わかりました。

ただ、委員会で、沈殿槽、沈殿・調整池については、調整池自体の説明は受けましたけど、大雨時、先ほど指摘がございましたように、年間四千何百ミリという雨が降れば、沈殿槽は満杯になると思うんですね。

そういった中で、水がオーバーフローすれば、例えばろ過するとか、そういう機能があったにしても、オーバーフローしたものが濁水をとめて流れるようにできるかどうかというのはちょっと疑問に思いましたが、委員会としてその辺については追及したんかしなかったかだけお答えください。

議長（三鬼孝之議員） 16番、真井紀夫議員。

16番（真井紀夫議員） 本日以外に、先日23日ですか、総務産業常任委員会をもって参考人聴取をいたしましたけど、そんな中でも、今言われたことについては懸念される、心配されるという声もありました。ありましたが、そのことについては責任を持って対応するという業者側の返答でありました。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

15番、中垣克朗議員。

15番（中垣克朗議員） 泥が出るか出ないかの問題じゃないですね。ベンチカット方式なんていうのは、12年前、私その当時の新石材に対して、こういうふうになればよいと申し上げて物議を醸した経緯があります。こういうふうになればよい、その新石材は、どういうわけか、ようしなかったいきさつがあります。経費の問題かどうかはわかりません。

先ほど総務常任委員会を傍聴させていただいてまして、私はもとより、漁協さんの質問には、アンケートには反対のところ丸を入れさせていただきました。

ところが、せんだって新石材業者の社長がこういうふうにお話ししていました。どこよりも我々は画期的で、今までどこにもない技術革新で画期的な方法によるものでありまして、橋本組とぜひ言われたい、そういうような発言がありました。

だからではなくて、もし、濁水が出るんか、少しは出るんかの問題じゃなくて、出ないという自信があるのなら、大雨のときにこういうふうにしてするんですよ



と我々に呼びかけて、また、漁業関係者の方に呼びかけて、これこれのことをするんですという意見が欲しかったと思いました。

先ほどの委員会で、賛成か反対かではなくて、少し継続というような項目がありました。ここではないんですね。私はもう少し継続してお話ししたほうがいいのかなと、そういう思いでおったんですけれども、本会議場では賛成か反対しかありません。心を痛めながら、委員長は、要するに、きょうの段階で……（「議長、討論か質疑かはっきりさせてくれ」と呼ぶ者あり）あの発言に対する感じはどういうふうにお持ちですか、その1点。

議長（三鬼孝之議員） 委員長、答えられる範囲で教えてください。

今の中垣議員の発言は、今、番外からいろいろ意見が出ておりますけれども、自分の意見ですから、質疑の場合は差し控えていただきたいと思います。

16番、真井紀夫議員。

16番（真井紀夫議員） よく質疑の内容がまだ理解できていないんですけども、要するに委員長として中立の立場で、各委員さんから意見を出してもらいました。その結果が、継続という意見が3人、それから採択という意見が4人、その結果で本会議に報告させていただきました。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はございません。討論はございませんか。

3番、端無議員。

〔3番（端無徹也議員）登壇〕

3番（端無徹也議員） 請願第6号「新規採石事業に対する反対を求める請願」及び陳情第4号「新規採石事業の中止を求める陳情」、以上、この二つの請願と陳情について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほどの総務産業常任委員会で、私はこの二つの請願と陳情について、継続審査すべきものとして挙手をさせていただきました。その理由としましては、まだ事業に着手していないのに反対するということに疑問点を持っていたことが一つの理由としてあります。

もう一つは、今、この尾鷲湾の濁水は既存の事業者による採石の影響や、最も

懸念されているのが生活排水による汚濁ということも言われております。

先ほど市長のほうも、これらをすべて含めて、矢ノ川だけでなく中川などからの汚染も考えられるというふうにおっしゃっていましたが、生活排水についても非常に懸念されておるので今後調査していきたい、また、水道の審議会についてもまだ明確な判断をされていない、こういった中で、できれば継続して両者の意見を踏まえた上で判断したいという気持ちがありました。もともとこの請願及び陳情に対しては大きな反対は持っていませんでしたので、先ほどの委員会で採決すべきものとして決まった以上、私は本会議のほうで賛成させていただきますが、以上のような苦しい悩みがあった、迷い、疑問があったということも申し述べておきます。

以上で私の賛成討論は終わります。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

7番、南靖久議員。

〔7番（南靖久議員）登壇〕

7番（南靖久議員） 私は、今回、大曾根漁業協同組合代表理事、西善伸さんから提出されております請願第6号「新規採石事業に対する反対を求める請願」の紹介議員として、尾鷲漁業協同組合代表理事組合長、長野規一さんからも提出されております請願と同趣旨の陳情第4号「新規採石事業の中止を求める陳情」、計2件の請願、陳情について、賛成の立場から討論に参加したいと思います。

三方を山に囲まれた尾鷲は、山にもたれて海見て暮らすと言われていたように、昔から漁業と林業をなりわいとして栄えてきました。しかし、近年の漁業を取り巻く情勢は、漁獲物の減少、魚価の低迷、漁場環境の悪化及び後継者不足等と相まって、大変に厳しい状況が続いております。

今回提出されました両漁業組合からの請願・陳情書によりますと、特に尾鷲湾における漁場環境の悪化は、昨年台風12号、紀伊半島豪雨災害以降、土砂崩れ等で生じた土砂が、雨が降るたびに中国の大河、黄河のごとく泥水となり、矢ノ川から尾鷲湾に流れ込み、魚類養殖業を中心に、刺し網漁業や定置網漁業に甚大な被害をもたらしている現状であることは論をまたないところであります。

普段からでも、既存する採石事業所や公共事業等による影響で、少し強い雨が降れば、恒常的に濁水が矢ノ川から尾鷲湾に流れ込む状態が何十年も続いており、矢ノ川を水源とする、命の次に大切な市民の飲料水の取水場があります。水道部によりますと、過去5年間で矢ノ川水源で濁水の影響で上水道の取水停止を行っ

た回数は、平成19年度が11回、20年度が15回、21年度、11回、22年度、14回、23年度、10回と年間平均で約15回もの上水道の取水停止があり、良好な水源を保持し、安全かつ正常な水道水を市民に提供しなければならない尾鷲市水道部にとっても、このことだけを考えても大変に憂慮する問題だと考えております。

現状でも、わずかな雨量で上水道の取水停止が行われている状況の中、また、湾内で漁場をなりわいとして生活をしている人たちにとりまして、新たな新規採石事業が行われることにより山が削られ、雨が降るたびに尾鷲湾に泥水が流れ込むようなことになれば、今以上に漁場環境が悪化し、尾鷲の漁場は壊滅状態に陥ることが危惧され、死活問題に発展することさえ考えられます。

8月3日、尾鷲市水道水源保護審議会の開催や、8月23日総務産業常任委員会を開き、新規採石事業を計画している業者から、新規採石計画の説明や業者の採石事業に対する考え方をお聞きしたところでありました。それによりますと、疲弊する尾鷲市の経済状況の中、最低でも10人以上の雇用と、地域資源を活用した地場産業との認識のもとで、東日本大震災への復興協力を行いたいとの経済人としての考え方は理解はできるものの、いかんせん、これ以上、水道水源上流での経済活動はとても容認できるものではありません。

よって、両漁業組合から提出されております請願・陳情書のいずれの趣旨も、当然であるものと判断をするものであります。

どうか、議員の皆様におかれましても、請願・陳情書の趣旨を十分理解し、全会一致で採択されることを心よりお願いいたしまして私の賛成討論にかえさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

日程第5、請願第6号「新規採石事業に対する反対を求める請願」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（三鬼孝之議員） 起立全員。

起立全員でございます。よって、本件は原案のとおり採択することに決しました。

次に、日程第6、陳情第4号「新規採石事業の中止を求める陳情」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(三鬼孝之議員) 起立全員。ありがとうございます。

起立全員でございます。よって、本件は原案のとおり採択することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 議員の皆さん、本日は慎重なる御審査を賜り、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

議長(三鬼孝之議員) 本日1日、御苦労さまでした。

これをもって平成24年第2回臨時会を閉会いたします。

[閉会 午後 0時13分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署名議員 真 井 紀 夫

署名議員 北 村 道 生